

取 扱 品 目

1. 富山県、奈良県、滋賀県、佐賀県の各配置家庭薬品目収載台帳に記載された品目
2. 上記 1 の品目のうち漢方薬については、配置販売品目指定基準別表第二に示す品目
3. 上記 1, 2 の品目のうち下記の品目を除く。

記

- (1)内服液剤のうち、その直接の容器または被包に具体的な製造年月日の記載のない品目
- (2)分割用法のある品目で
 - ア. 内服液剤
 - イ. 丸剤等については、分割服用が容易に行い得ないもの
- (3)一般人が単独で使用する際に、難解と認められる使用法を有する品目